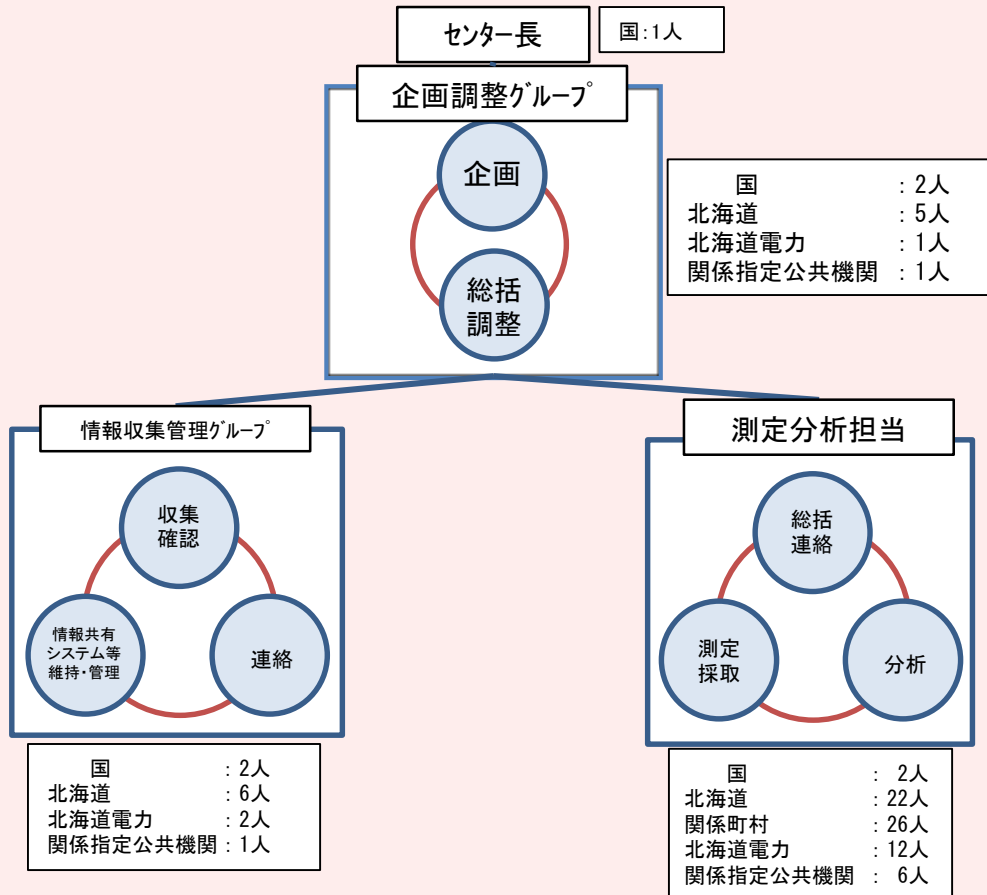


緊急時モニタリングセンターの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ、情報収集管理グループ及び測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- 緊急時モニタリングを円滑に実施するため、泊原子力規制事務所に上席放射線防災専門官1人を配置。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

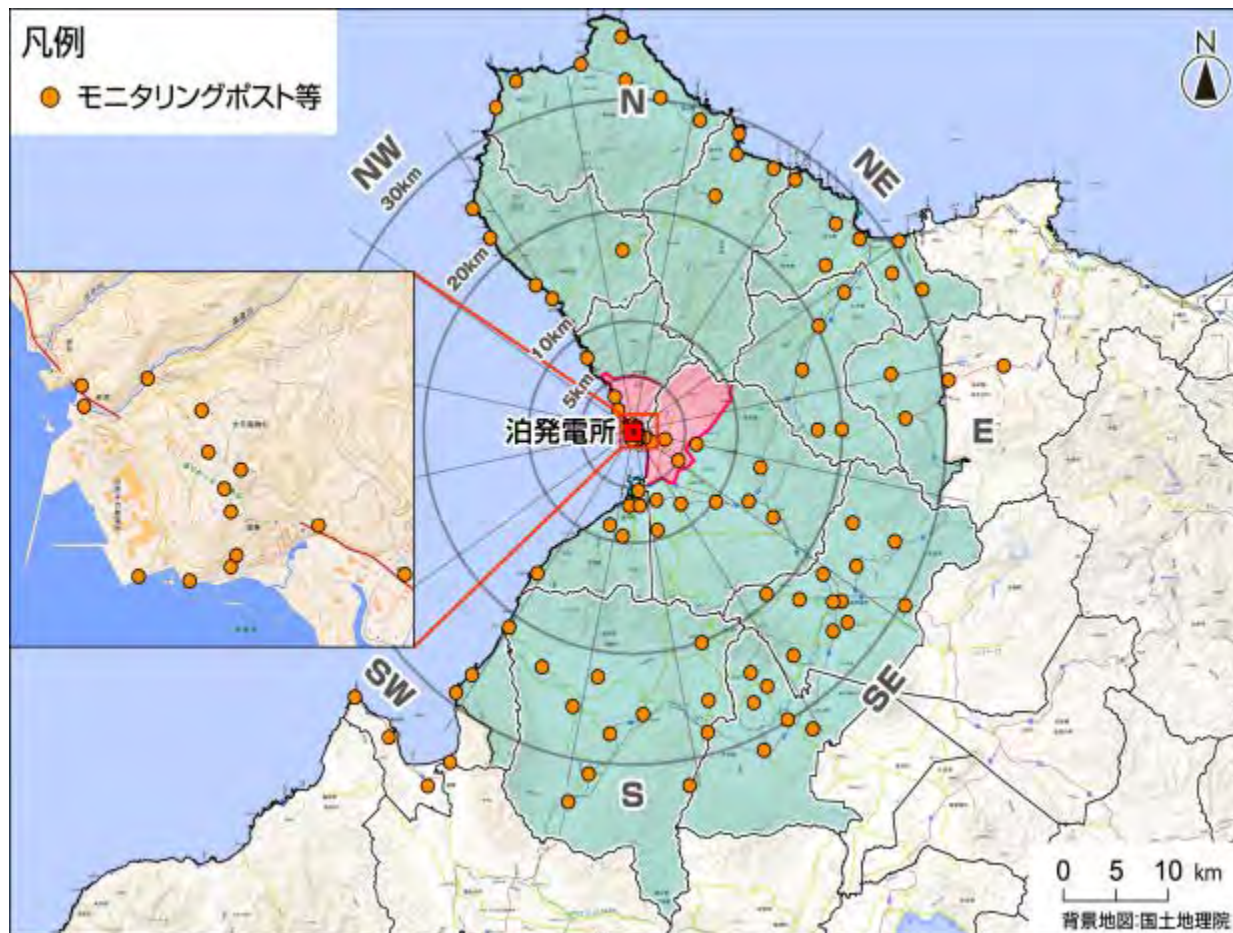
測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む

※ 北海道、関係町村及び北海道電力の要員数は、北海道のモニタリング計画等に基づく

- とまり
➤ 泊発電所周辺の13町村に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- 発電所敷地内及びPAZ内では、17測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、国及び北海道の測定局において空間放射線量率を測定するとともに、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



※ 緊急時モニタリング地点のうちUPZ内の77地点でモニタリングステーション等により連続測定を実施、UPZ外の6地点で可搬型モニタリングポストを警戒事態の段階で設置し測定を実施

- 緊急時モニタリング地点（PAZを除く）では、モニタリングステーション及びモニタリングポスト5局（北海道4局、北海道電力1局）で、空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定し、広域モニタリングポスト12局及び電子線量計60局並びに可搬型モニタリングポスト6台（北海道78局）で空間放射線量率を測定。（※）
- 発電所敷地内及びPAZ内では、モニタリングステーション及びモニタリングポスト17局（北海道5局、北海道電力12局）で、空間放射線量率及び大気中の放射性物質濃度を測定。（※）
- 万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト20台を別途配備。（※）
（※）電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- 空間放射線量率、大気中の放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備
- 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



モニタリングステーション・ポスト【22局】
（非常用発電機装備）



広域モニタリングポスト【12局】
（非常用発電機装備）



電子線量計【60局】
（非常用電源装備）

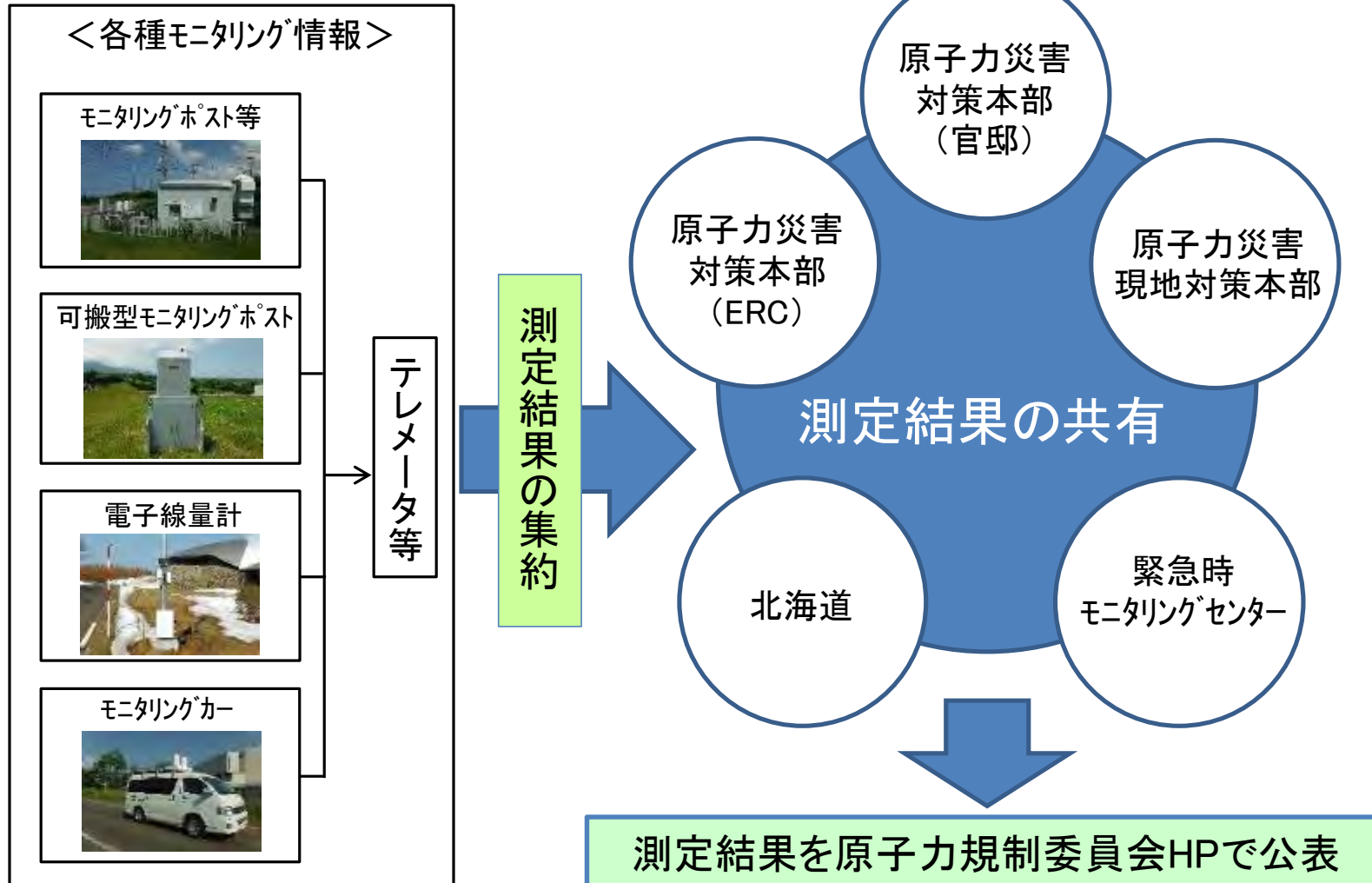


可搬型
モニタリングポスト【26台】

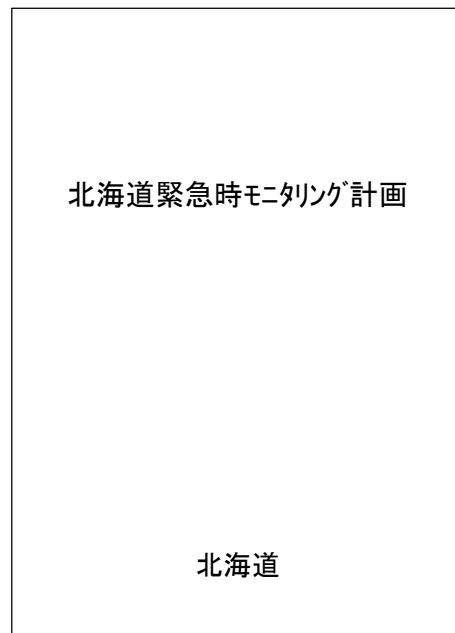


モニタリングカー【2台】

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、北海道が策定している「北海道緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定
- ヨウ素サンプラの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域の特定 等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

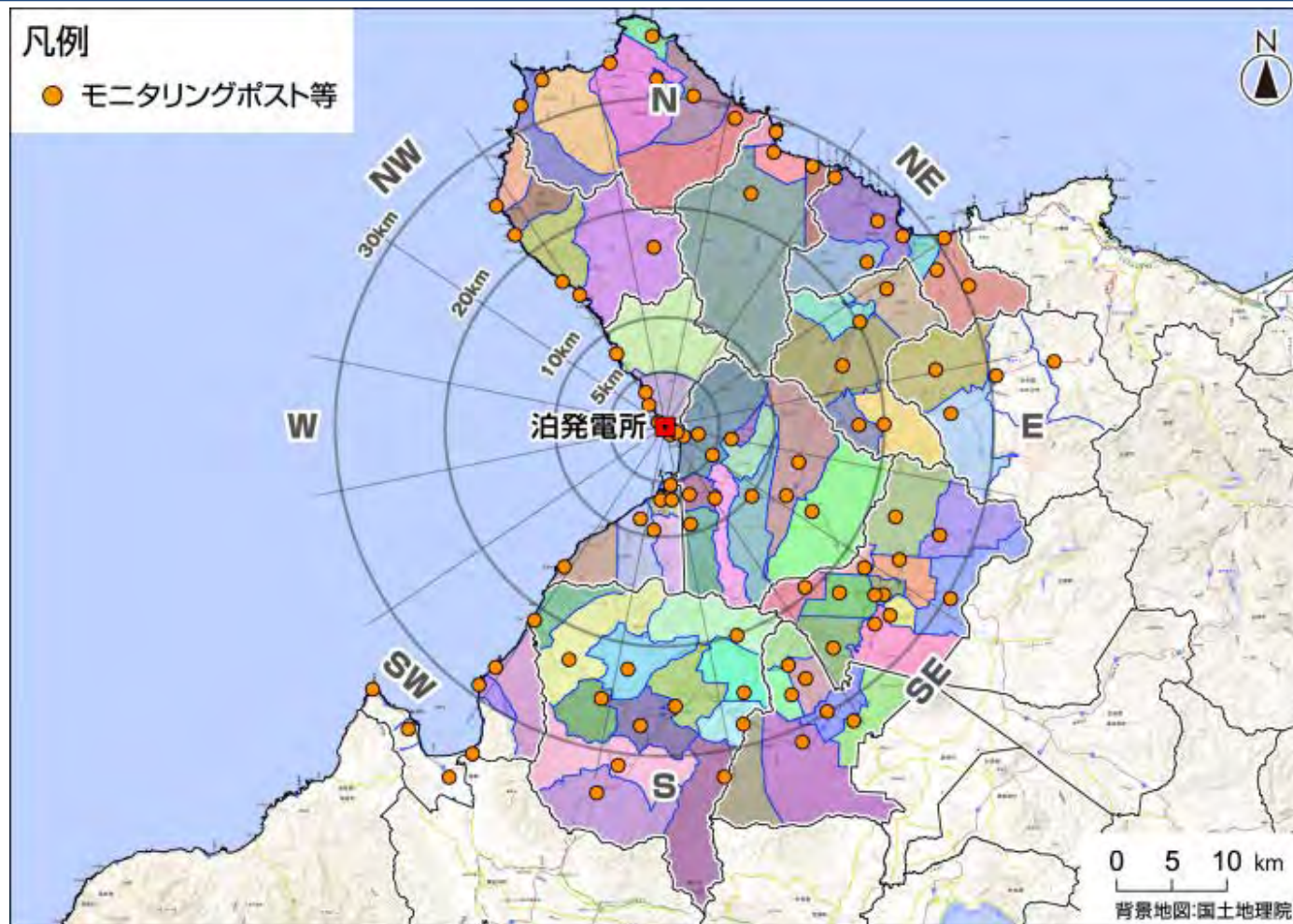
関係機関の保有資機材数

(令和2年度調査による。北海道・北海道電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	18	75	21
府県	923	262	39
原子力事業者	619	59	34
関係指定 公共機関	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載。

- 緊急時モニタリングによる実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に緊急時モニタリング地点を設定する必要がある。
- 北海道では既設モニタリングポスト等を含め緊急時モニタリング地点83地点（PAZを除く）を設定し、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。なお、全ての測定局について非常用電源を装備しているほか、故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



とまり
 図 泊地域における緊急時モニタリング地点と一時移転等の実施単位

北海道電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計8局)で、発電所敷地境界付近の空間放射線量率を測定
 - ・モニタリングステーション(1局)で、発電所敷地境界付近の大気中の放射性物質濃度測定用の試料を採取
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(8台)
 - 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト(4台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む12箇所の空間放射線量率を測定
 - さらに、モニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両(1台)を配備
- また、北海道電力は、北海道等との安全協定に基づくモニタリングポスト(1局)を配備しているとともに、北海道地域防災計画に基づき北海道へモニタリングカー(1台)、可搬型モニタリングポスト(7台)等の貸与等を行う。



モニタリングステーション等【9局】



可搬型モニタリングポスト【19台】
(衛星電話による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



可搬型モニタリングポストおよび
サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)



(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

9. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定剤素剤、避難退域時検査・簡易除染を含む)